

令和4年1月12日

児童・生徒で構成する社会体育団体代表者 様  
(スポーツ少年団、クラブチーム等)

鳥取市教育委員会事務局  
生涯学習・スポーツ課  
課長 中原 登

新型コロナウイルス感染症対策に係る児童・生徒の社会体育活動  
の制限について (通知)

鳥取県で1月10日に開催された鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、学校における新型コロナウイルスへの注意レベルの引き上げが決定し、これに伴い児童・生徒のスポーツ活動が制限されます。

本市の児童・生徒を対象とした社会体育活動(スポーツ少年団活動、クラブチーム活動)等につきましても、下記のとおりとしますので、ご理解、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 期 間

令和4年1月12日(水)～新『鳥取県新型コロナウイルス警報』東部地域の【警報】解除までの間

2. 対象者

本市の小・中・義務教育学校に在籍する児童・生徒

3. 内 容

(1) 県内他チームとの練習試合、合同練習(※)、県外チームとの練習試合、県外での合宿、県外チームの受け入れ等については、中止または延期を検討する。

※日常的に一緒に練習している合同チームの練習は除く。

(2) 中国大会、全国大会で県外に行くことは妨げないが、感染症対策を徹底するとともに、大会後の対応(健康観察期間は登校しない、適切な時期にPCR検査を受ける等)を事前に計画し、学校長に了解を得ること。

○上記については、児童・生徒で構成する社会体育団体(成人で構成する団体は含まない)に要請する。

○上記の対応は現段階のものであり、今後の状況によっては変わる可能性がある。

鳥取市教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課  
スポーツ振興係 担当：小谷、山崎  
電話 0857-30-8427  
E-mail: kyo-gakuspo@city.tottori.lg.jp